

マネジメントリポート

2005年2月

今回のテーマ： 会社法人格の変更

05年2月9日に法制審議会総会により「会社法制の現代化に関する要綱」が承認され、06年4月から有限会社は株式会社に一本化されます。

主な内容

1. 株式会社と有限会社を統合し、株式会社を基本とした会社類型とする
2. 最低資本金制度の廃止
3. 株式会社の執行機関設計の柔軟化
4. 資本の部の計数変動手続の整備
5. 株主代表訴訟の見直し
6. 会計参与の導入
7. 合同会社の創設

改正後、現行有限会社・株式会社は、株式会社に一本化され、株式の譲渡制限会社かそれ以外にわかれます。

	現 行		改 正 後	
	有限会社	株式会社	譲渡制限会社	譲渡制限会社以外
出資者の数	1～50人	1人以上	1人以上	1人以上
最低資本金	300万円	1,000万円	制限なし	制限なし
取締役の数・任期	1人以上 任期無制限	3人以上 最長2年	1人以上 最長10年	2人以上 最長2年
取締役会の設置	任意	必要	任意	必要
代表取締役	任意	1人以上	任意	任意
監査役の数・任期	任意 任期無制限	1人以上（大会社は3人以上） 任期4年	取締役会を設置した場合は必要 最長10年	1人以上 任期4年
その他	-	大会社は右記委員会等を監査役に代えて設置可	会計参与（大会社除く）or 右記委員会等を任意設置	指名委員会 / 監査委員会 / 報酬委員会 / 執行役を監査役に代えて設置可
株主（社員）総会	社員総会 書面決議可	株主総会 実際開催要	株主総会 実際開催要（取締役会がない場合は簡略的招集手続）	株主総会 実際開催要
決算公告	不要	必要	必要	必要

お見逃しなく！

1. 現行有限会社から新株式会社への組織変更をおこなった場合、登記上は解散・設立となりますが、税務上は事業年度が区分されず、1事業年度としての取り扱いとなります。

なお、組織変更とともに資産の評価替えをおこなった場合の評価益は、益金の額に算入されます。

2. 会社法の施行後、有限会社の設立はできません。

現存する有限会社は、従前の制度のまま存続することができます。